

独立行政法人平和祈念事業特別基金役員退職手当規程の変更について

1 概要

独立行政法人平和祈念事業特別基金から、総務大臣に対し、役員の退職手当について、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 96 号）に準じて、独立行政法人平和祈念事業特別基金役員退職手当規程の改正をした旨の届出があったところ。

これを受け、独立行政法人通則法第 62 条の規定により準用される同法第 53 条第 1 項の規定に基づき、総務大臣から、別添 2 のとおり総務省独立行政法人評価委員会委員長あて、通知があったもの。

総務省独立行政法人評価委員会は、独立行政法人通則法第 62 条の規定により準用される同法第 53 条第 2 項の規定に基づき、役員の退職手当の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

なお、本件については、総務省独立行政法人評価委員会議事規則第 9 条の規定に基づき、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができるものである。

2 主な改正の内容

- (1) 退職手当の支給時期について、総務省独立行政法人評価委員会が決定する業績勘案率が決定された日から起算して 1 月以内とすること。
- (2) 退職手当の額を 100 分の 98 の割合を乗じた額に減額すること。

※ 国家公務員の退職手当の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律では、退職手当について期間に応じて以下の調整率を乗じることとされているが、独立行政法人平和祈念事業特別基金は平成 25 年 4 月 1 日までに解散することから、調整率を 100 分の 98 としている。

- ・ 平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日 →100 分の 98
- ・ 平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日 →100 分の 92
- ・ 平成 26 年 7 月 1 日～ →100 分の 87

- (3) 施行期日：平成 25 年 1 月 1 日

3 意見（案）

本件については、届出のあった役員の退職手当規程の改正については、国家公務員の退職給付水準と同等であり、社会一般の情勢に適合したものであると認められることから、総務省独立行政法人評価委員会として意見なしとする。

4 関係法令

○ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）

（役員の報酬等）

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

○ 総務省独立行政法人評価委員会議事規則（平成 13 年 2 月 17 日総務省独立行政法人評価委員会委員長）（抄）

（分科会の議決）

第九条 独立行政法人に関する業務方法書の認可、中期目標の変更、中期計画の変更に係る認可、各事業年度に係る業務の実績に関する評価、財務諸表の承認、利益及び損失の処理の承認、借入金等の認可、不要財産に係る国庫納付等の認可、不要財産に係る民間等出資の払戻しの請求をすることができる旨の催告の認可、財産の処分等の認可、積立金の処分の承認並びに役員に対する報酬等の支給基準の決定に関する事項については、分科会の議決をもって、委員会の議決とすることができる。



【別添2】

総官特第1号
平成25年1月11日

総務省独立行政法人評価委員会
委員長 森永 規彦 殿

総務大臣 新藤 義孝



独立行政法人平和祈念事業特別基金の役員に対する報酬等の支給の基準
の変更について

標記について、別添のとおり届出があったので、独立行政法人通則法（平成
11年法律第103号）第62条において準用する第53条第1項の規定に基づき、
通知します。



平 総 第 60 号
平成24年12月28日

総 務 大 臣
新 藤 義 孝 殿

独立行政法人
平和祈念事業特別基金
理 事 長 福 井 健



独立行政法人平和祈念事業特別基金の役員に対する報酬等の支給の基準
の変更について

標記について、別添のとおり変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律
第103号）第62条の規定に基づき、届け出ます。



○平成24年規程第7号

独立行政法人平和祈念事業特別基金役員退職手当規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月28日

独立行政法人平和祈念事業特別基金理事長 福井 健一

独立行政法人平和祈念事業特別基金役員退職手当規程の一部を改正する規程

独立行政法人平和祈念事業特別基金役員退職手当規程（平成15年規程第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「役員が退職した日」を「第6条に規定する業績勘案率が決定された日」と改める。

第6条中「業績勘案率を乗じて得た」を「業績勘案率を乗じ、その額に100分の98の割合を乗じて得た」と改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

○独立行政法人平和祈念事業特別基金役員退職手当規程

改正	現行
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡により退職した場合は、その遺族）に支給する。</p> <p>2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。</p> <p>3 退職手当は、<u>第6条に規定する業績勘案率が決定された日から起算して1月以内に支払わなければならない。</u>ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第6条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職し、又は解任された日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準とし、これに総務省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する<u>業績勘案率</u>を乗じ、その額に100分の98の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第9条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「<u>役職別期間</u>」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準とし、これに総務省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する<u>業績勘案率</u>を乗じ、その額に100分の98の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡により退職した場合は、その遺族）に支給する。</p> <p>2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。</p> <p>3 退職手当は、<u>役員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。</u>ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第6条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職し、又は解任された日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準とし、これに総務省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する<u>業績勘案率</u>を乗じて得た金額とする。ただし、第9条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「<u>役職別期間</u>」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準とし、これに総務省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する<u>業績勘案率</u>を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p>

○独立行政法人平和祈念事業特別基金役員退職手当規程

(平成 15 年 10 月 1 日 規程第 15 号)

改正 平成 15 年 12 月 19 日

改正 平成 24 年 12 月 28 日

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 62 条の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金の役員（常勤の役員をいう。以下同じ。）に対する退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡により退職した場合は、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

3 退職手当は、第 6 条に規定する業績勘案率が決定された日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の支給制限)

第 3 条 退職手当は、役員が通則法第 23 条第 2 項の規定により解任された場合（同項第 1 号の規定により解任された場合を除く。）には、支給しない。

2 役員が刑事事件に関して起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

3 前項の規定は、退職した役員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条第 1 項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第 4 条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 2 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに

反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
 - 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職手当の返納)

第5条 退職した役員に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職手当の全額又は一部を返納させることができる。

- 2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続その他返納に関し必要な事項は、別に定める。

(退職手当の額)

第6条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職し、又は解任された日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準とし、これに総務省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じ、その額に100分の98の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第9条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準とし、これに総務省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じ、その額に100分の98の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第7条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、これを1月と計算するものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第8条 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第

1 項に規定する職員をいう。以下同じ。) となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の前条第 1 項に規定する在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。この場合において、先の役員と後の役員との役職が異なるときは、国家公務員として在職した期間は、先の役員としての在職期間に含むものとする。

- 2 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の前条第 1 項に規定する役員としての在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。
- 3 前 2 項の場合における国家公務員としての在職期間の計算については、前条の規定を準用するほか、退職手当法第 7 条の規定の例による。
- 4 役員が第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は第 2 項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 第 2 項の規定に該当する役員が退職した場合（前項に該当する場合を除く。）におけるその者の退職手当の額は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し、国家公務員として退職したと仮定し、かつ、役員としての在職期間を退職手当法第 7 条に規定する在職期間とみなし、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。
- 6 前項の規定により支給される退職手当の額を計算する場合の当該退職の日における俸給月額その他必要な事項は、別に定める。

(再任等の取扱い)

第 9 条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において、役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第 10 条 第 2 条第 1 項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第 2 号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、

その他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。

- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第11条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 役員を故意に死亡させた者

(2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(遺族の受給資格証明)

第12条 第2条第1項に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民登録謄本その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第13条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月19日規程第32号)

1 この規程は、平成15年12月19日から施行する。

2 平成16年1月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する常勤役員が同日における役職と同一の役職の常勤役員として基準日以降引き続き在職した場合のその者の退職手当の額は、第6条の規定にかかわらず、その者の退職の日における俸給月額に、任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額と基準日から退職までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準としこれに上記の業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

附 則 (平成24年12月28日規程第7号)

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。